特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三十一号

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第九条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令（令和二年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「まで」の下に「及び令和九年五月六日から同年十一月五日まで」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　高市　早苗

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三十二号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の七並びに子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第四十七条第四項第三号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条を第四十五条とし、第四十三条を第四十四条とし、第四十二条の次に次の一条を加える。

（健康保険者等の合併等の場合における子ども・子育て支援納付金の額の算定の特例）

第四十三条　成立健康保険者等（合併若しくは分割により成立した健康保険者等（法第七十一条の二第五項に規定する健康保険者等をいう。以下この条において同じ。）、合併若しくは分割後存続する健康保険者等又は解散をした健康保険者等の権利義務を承継した健康保険者等をいう。以下この条において同じ。）に係る合併、分割又は解散が行われた年度（以下この条において「合併等年度」という。）の子ども・子育て支援納付金の額は、次の各号に掲げる成立健康保険者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、合併、分割又は解散が合併等年度の初日に行われたときは、この限りでない。

一　合併により成立した健康保険者等　当該健康保険者等が当該合併により消滅した各健康保険者等から承継した合併等年度の子ども・子育て支援納付金に係る債務の額を合計した額

二　合併後存続する健康保険者等又は解散をした健康保険者等の権利義務を承継した健康保険者等　当該合併又は解散前における当該健康保険者等に係る合併等年度の子ども・子育て支援納付金の額に当該合併又は解散により消滅した健康保険者等から承継した合併等年度の子ども・子育て支援納付金に係る債務の額を加えて得た額

三　分割により成立した健康保険者等　当該分割により消滅した健康保険者等又は当該分割後存続する健康保険者等から承継した合併等年度の子ども・子育て支援納付金に係る債務の額

四　分割後存続する健康保険者等　当該分割前における当該健康保険者等に係る合併等年度の子ども・子育て支援納付金の額から当該分割により成立した健康保険者等に係る債務の額を控除して得た額

2　前項ただし書に規定する場合における次の表の上欄に掲げる成立健康保険者等の区分に該当する成立健康保険者等に係る合併等年度の子ども・子育て支援納付金の額の算定については、当該区分に応じ、法第七十一条の四第一項ただし書中「徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額」とあるのは同表の中欄に掲げる字句と、「当該年度の確定支援納付金の額」とあるのは同表の下欄に掲げる字句とする。

合併により成立した健康保険者等	当該合併により消滅した各健康保険者等に係る当該合併が行われた年度の前々年度の概算支援納付金の額の合計額	当該合併により消滅した各健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額の合計額
合併後存続する健康保険者等	当該健康保険者等に係る当該合併が行われた年度の前々年度の概算支援納付金の額に当該合併により消滅した健康保険者等に係る当該年度の概算支援納付金の額を加えて得た額	当該健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額に当該合併により消滅した健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額を加えて得た額
分割により成立した健康保険者等（分割後存続する健康保険者等がある場合を除く。）	当該分割により消滅した健康保険者等に係る当該分割が行われた年度の前々年度の概算支援納付金の額を当該分割により成立した各健康保険者等に係る当該分割時における加入者等の数に応じて按分して得た額	当該分割により消滅した健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額を当該分割により成立した各健康保険者等に係る当該分割時における加入者等の数に応じて按分して得た額
解散をした健康保険者等の権利義務を承継した健康保険者等	当該健康保険者等に係る当該解散が行われた年度の前々年度の概算支援納付金の額に当該解散により消滅した健康保険者等に係る当該年度の概算支援納付金の額を加えて得た額	当該健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額に当該解散により消滅した健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額を加えて得た額

3　前項の規定は、同項の表の上欄に掲げる成立健康保険者等の区分に該当する成立健康保険者等に係る合併等年度の翌年度の子ども・子育て支援納付金の額の算定について準用する。この場合において、同表中「前々年度」とあるのは、「前年度」と読み替えるものとする。

4　成立健康保険者等に係る合併等年度の翌々年度の子ども・子育て支援納付金の額の算定については、次の表の上欄に掲げる成立健康保険者等の区分に応じ、法第七十一条の四第一項ただし書中「徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額」とあるのは同表の中欄に掲げる字句と、「当該年度の確定支援納付金の額」とあるのは同表の下欄に掲げる字句とする。ただし、合併、分割又は解散が合併等年度の初日に行われたときは、この限りでない。

合併により成立した健康保険者等	当該合併により消滅した各健康保険者等に係る当該合併が行われた年度の概算支援納付金の額の合計額	当該健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額に当該合併により消滅した各健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額を加えて得た額